

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法	法令番号	昭和27年法律239号	
手続名	旅行者等の業務改善命令	根拠条項	第18条の3	
処分基準	旅行業法第18条の3による。			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 観光課	交付機関 観光課